

# 所得算定表

〔児童手当法施行令による〕

		夫	妻	
ア	所得の合計額			円
イ	児童手当法施行令第3条第1項の控除額	80,000	80,000	円
ウ	雑損控除額			円
エ	医療費控除額			円
オ	小規模企業共済等掛金控除額			円
カ	障害者控除額（該当者 人） （該当者数×270,000円）			円
キ	障害者控除額【特別】（該当者 人） （該当者数×400,000円）			円
ク	寡婦控除額（該当すれば270,000円）	/	/	円
ケ	寡婦控除額【特別】（該当すれば350,000円）	/	/	円
コ	寡夫控除額（該当すれば270,000円）	/	/	円
サ	勤労学生控除額（該当すれば270,000円）			円
シ	イ+ウ+エ+オ+カ+キ+ク+ケ+コ+サ			円
ス	児童手当法施行令による所得額（ア-シ）	(マイナスのときは0)	(マイナスのときは0)	円

スの合算額が730万円未満であれば助成対象

合算額

円